

埼玉県中学校長会 顕彰要項

1 目的

この規則は、多年にわたる中学校長としての功績を顕彰するための規則とする。

2 顕彰

満60歳を迎えた中学校長のこれまでの功績をたたえる。

3 資格

(年齢)

満60歳を迎えた年度末に顕彰する。

(資格)

非行行為のない者

(付帯事項)

顕彰後、在職時の非行等が発覚した場合、埼玉県中学校長会本部役員会の判断により顕彰を取り消すことがある。

4 顕彰内容

一 顕彰状

一 記念品

5 顕彰授与者

授与者は、埼玉県中学校長会長とする。

令和6年1月11日 本部、常任理事、理事研究協議会 裁定